

四日市市上下水道局公告

(No. D010)

下記の業務について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、四日市市上下水道局契約施行規程第2条で準用する四日市市契約施行規則第23条の規定に基づき公告する。

令和2年8月7日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 漏水調査業務委託
- (2) 業務場所 四日市市内一円及び東員町 地内
- (3) 業務概要 令和2年度 漏水調査業務
作業計画作成 829.7km、現場下見調査 829.7km、管路選別調査 2,244基
戸別音聴調査 50,610戸、弁栓音聴調査 829.7km、路面音聴調査 414.8km
確認調査 165.9km、漏水調査報告書作成 829.7km
令和3年度 漏水調査業務
作業計画作成 589.4km、現場下見調査 589.4km、管路選別調査 1,778基
戸別音聴調査 58,262戸、弁栓音聴調査 589.4km、路面音聴調査 294.7km
確認調査 176.8km、漏水調査報告書作成 589.4km
令和4年度 漏水調査業務
作業計画作成 821.6km、現場下見調査 821.6km、管路選別調査 2,190基
戸別音聴調査 56,831戸、弁栓音聴調査 821.6km、路面音聴調査 410.8km
確認調査 164.3km、漏水調査報告書作成 821.6km
- (4) 委託期間 契約の日 から 令和5年2月28日 まで

2 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 入札の公告の日において、四日市市入札参加資格者名簿(以下名簿という。)の『物品・業務委託』に登録されている者。
- (3) 入札の公告の日から入札の日までの期間において、四日市市から入札参加資格停止措置を受けている期間がない者
- (4) 入札の公告の日から入札の日までの期間において、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)に基づく排除措置を受けている期間がない者
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者
- (6) 関係法令、規則等に違反していない者
- (7) 以下の実績を有する者
平成22年度以降において、人口30万人以上の水道事業体(第3セクターを含む)の発注で、元請として、1業務当たり配水管路500km以上の漏水調査業務の実績があること。
- (8) 以下の技術者を配置できる者
・管理技術者 水道管路施設管理技士 2級以上
ただし、配置予定技術者は、3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者とする。
- (9) その他条件
現在リークゾーンテストを使用した管路選別調査が可能であり、かつ、現在リークゾーンテストを所有している者。
※リークゾーンテストとは、消火栓に伝播する漏水音を水中センサーにて計測し、同時に瞬時水圧が測定できる機器をいう。

3 入札参加資格の確認等

(1) 入札への参加を希望する者は、次に定める書類を期限までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

① 提出書類

(ア) 業務委託等一般競争入札参加資格確認申請書 [様式1]

(イ) 企業の業務履行実績書 [様式2]

(ウ) 証明書類 上記(イ)の履行実績の業務内容が確認できる履行証明書又は契約書の写し等

② 提出先 〒510-0076 四日市市堀木一丁目3番18号

四日市市上下水道局2階管理部総務課

③ 提出部数 1部

④ 提出期限 令和2年9月2日 (水) 午後 3 時まで (郵送の場合は必着とする。)

⑤ 提出方法 郵送または直接持参により提出すること。

(2) 入札参加資格の審査結果通知等

① 入札参加資格が認められない者については、令和2年9月4日 (金) に電話により通知する。入札参加資格が確認できた者には連絡しない。

② 入札参加資格が認められなかった者は、令和2年9月7日 (月) 午後 3時まで
に書面により、その理由について説明を求めることができる。

③ 上記②の規定により求められた説明については、令和2年9月8日 (火) までに書面で
回答する。

4 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、令和2年9月2日 (水) 午後 3 時まで
に書面により申し出ることができる。質問の提出先は四日市市上下水道局管理部総務課とする。

(2) 質問に対する回答は、令和2年9月4日 (金) までに四日市市上下水道局管理部総務課
及び四日市市上下水道局ホームページにおいて供覧する。

5 現場説明会

本業務における現場説明会は行わない。

6 入札保証金 免除

7 契約保証金 免除

8 入札の執行

(1) 日時 令和2年9月9日 (水) 午前 9 時 0 分

(2) 場所 四日市市上下水道局3階 入札室

(3) 入札回数 入札の執行回数は1回とする。再度入札は行わない。

(4) 入札方法 本件は郵便入札です。下記到着期限までに、入札書を下記送付先まで郵送すること。

9 郵便入札について

(1) 入札書の送付先

〒510-0076 四日市市堀木一丁目3番18号 四日市市上下水道局総務課契約係 行

(2) 郵送方法

特定郵便記録・簡易書留郵便・一般書留郵便のいずれかで郵送すること。

(3) 入札書の到着期限

令和2年9月8日(火)まで(必着)

期日までに届かなかった場合は、無効とする。

(4) 郵便封筒記載事項

封筒には、入札日・入札時間・件名・入札者(住所・氏名)を漏れなく記入のうえ、「入札書在中」と表示すること。

封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及び入札件名の特定が難しいものは、無効とする。

10 入札条件

(1) 様式

入札書(四日市市上下水道局指定様式)

(2) 記載条件

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札の無効

次の各号に掲げる入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者のした入札。

(2) 入札保証金を要する入札に際して、所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札。

(3) 同一事項に対し、入札者及びその代理人がともに入札したとき若しくは1人で同一事項に対し金額の異なった2以上の入札をしたとき。

(4) 金額、氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき、又は押印のない入札。

(5) 入札者が協定して行った入札。

(6) 入札に際して不正の行為があった入札。

(7) 誤字または脱字等により意思表示が不明瞭である入札。

(8) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札及び入札の日付の記載のない入札。

(9) 前各号に定めるもののほか、あらかじめ指示した条件に違反した入札。

12 予定価格

本業務委託に係る予定価格の事前公表は行わない。

13 最低制限価格

本業務委託は最低制限価格を設けない。

14 その他

(1) 談合情報があったときは、入札を中止するか、又は入札の直前にくじを行い、入札に参加できる者の数を減ずることがある。

(2) この公告で定めるもののほか、本件入札の実施については、四日市市業務委託等条件付一般競争入札実施要綱(平成22年四日市市告示第379号)及び入札参加者心得(平成19年10月1日制定)の定めるところによる。

(3) 本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会情勢の変化により、業務実施が不可能となった場合は、入札の中止又は落札決定の取消をすることがある。

また、契約締結後に上記の事態となった場合は、契約の解除等についての協議を行うものとする。

なお、これらの場合において、見積りに係る費用その他の入札・契約締結に係る一切の費用は補償しない。

業務委託等一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

令和2年8月7日付で入札公告のありました、下記の業務委託に係る競争に参加する資格について、確認されたく申請します。なお、申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

- (1) 業務名 漏水調査業務委託
- (2) 業務場所 四日市市内一円及び東員町 地内
- (3) 委託期間 契約の日から令和5年2月28日まで
- (4) 配置予定技術者

※水道管路施設管理技士（2級以上）かつ3ヵ月以上の直接的な雇用関係にあるもの

配置予定技術者	
管理技術者	氏名
	現住所
	(予備) 氏名
	現住所

※資格証の写し及び常勤職員であることを証明する書類（雇用保険又は社会保険等）を添付すること。

【添付書類】

- ・様式2 企業の業務履行実績書
- ・履行実績の業務内容が確認できる履行証明書又は契約書の写し等

受付日時	月 日 時 分
受付番号	

企業の業務履行実績書

企業名 _____

委託者	
業務場所	
委託期間	年 月 日 ~ 年 月 日
業務名	
委託概要等	参加資格に関する事項(7)の業務実績

- 公告において明示した以下の業務実績の履行実績を記載すること。
平成22年度以降において、人口30万人以上の水道事業者(第3セクターを含む)の発注で、元請として、1業務当たり配水管路500km以上の漏水調査業務の実績があること。
- 履行証明書又は契約書の写し、及び仕様書(業務内容が確認できる分)等の書類を添付してください。